

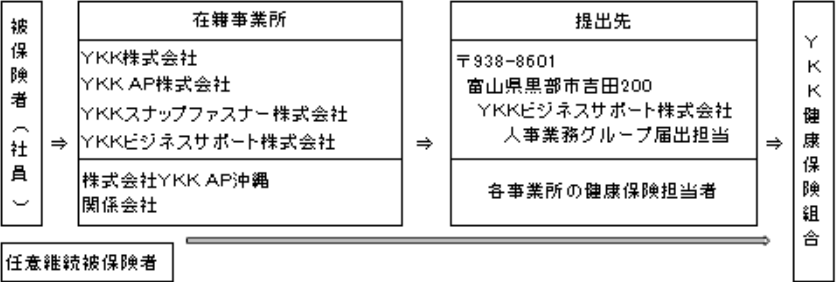
■提出書類：認定対象者（被扶養者）の提出書類は、【表1】の該当する区分すべて提出してください。

【表1】

※必要に応じて、【表1】以外の書類を求めることがあります。

該 当 す る 区 分 す べ て 提 出	区分		【提出書類】（証明書類）	提出書類に関する注意点	入手先	
	全員（必須）		<様式1>健康保険被扶養者届（本紙）		Y K K 健保組合 (当組合ホームページ)	
			<様式2>扶養状況調書	義務教育終了前の方(15歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方)は不要		
			「住民票」原本	世帯全員分・続柄・筆頭者明記のもの 注) マイナンバーの記載がないもの ※別居の場合は、認定対象者世帯の住民票	市区町村役場	
			「所得証明書」原本	注) 源泉徴収票は不可 高校卒業前の方 (18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方)は不要 ※義務教育終了後、高校生で無い場合は必要（高校在学中の場合は「その他」参照）	市区町村役場	
			前加入先の「健康保険資格喪失証明書」、 国民健康保険加入中の場合は「加入がわかる書類」写し	出生の場合は不要	認定対象者の 前加入先	
	収入状況	就職経験のない方・退職して2年以上の方				
		退職した方 (退職後2年未満)	雇用保険未加入	「退職証明書」原本	雇用保険未加入であった旨の記載があるもの	前の勤務先
			雇用保険受給予定	退職日が確認できる書類	例) 「退職証明書」原本、「雇用保険被保険者離職票-1.2.」写し、 退職日が記載されている「源泉徴収票」写し 等	
			雇用保険受給延長			
			雇用保険を受給しない			
			雇用保険受給終了	「雇用保険受給資格者証の両面」写し	支給終了印のあるもの	
		パート・アルバイトしている方		「給与（見込）証明書」原本	できるだけY K K 健保組合の様式で作成したもの	勤務先
		自営業・農業・不動産等、 個人事業収入がある方		「確定申告書」写し、「収支内訳のわかる書類」写し	例) 「損益計算書」や「収支内訳書」等の写し	申告後の控え
				「所得額見込証明書」原本	できるだけY K K 健保組合の様式で作成したもの	事業代表者作成
	年金・恩給を受給の方 (公的・個人年金、非課税であるものを含む)		年金受給金額が確認できる書類	例) 直近の「年金・恩給改定通知書」写し、または「振込通知書」写し 等 ※受給予定者の場合は「年金見込額回答票」写し	年金事務所	
	その他	高校に在学中の方		「在学証明書」原本	注) 学生証の写しは不可	学校
		身体障害者認定者		「障害者手帳」写し、「障害年金改定通知書」写し		
		別居の場合	国内居住の方（★）	「戸籍謄本」原本	被保険者と認定対象者との続柄を確認するもの	市区町村役場
				仕送りの内容が確認できる書類	送金者、受取者、送金額が確認できる書類 例) 「振込依頼書控え」または「銀行通帳の写し」 等 ※配偶者の場合と、配偶者と同居している家族の場合は不要	金融機関等
			国内に住所を有しないが 例外に該当の方	「戸籍謄本」原本、仕送りの内容が確認できる書類	★国内居住の方参照	
「国内居住要件の例外」を確認できる書類				「国内居住要件の例外」については当組合ホームページに掲載		

■書類の提出先



■お問合せ先

YKK健康保険組合 扶養担当
〒938-8601 富山県黒部市吉田200
TEL：(外線)0765-54-8650 (内線)772-3920
FAX：(外線)0765-57-0326 (内線)772-3929